

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 10 月 11 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2 件
厚生年金保険関係	2 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0 件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600135号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600051号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和61年3月21日から同年4月20日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

昭和61年3月21日から同年4月20日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和61年3月21日から同年4月20日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年3月21日から同年4月20日まで

年金記録によると、私のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和61年3月21日となっている。

しかし、私のA社における退職日は昭和61年4月19日であることが、雇用保険の離職日(昭和61年4月19日)、国民年金被保険者資格の取得日(昭和61年4月20日)により確認することができ、給与から請求期間に係る厚生年金保険料も控除されていたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の退職年月日については、A社が提出した労働者名簿には昭和61年4月19日と記載されており、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、「離職年月日」は昭和61年4月19日と記録されていることから、請求者の退職年月日は昭和61年4月19日であることが確認できる。

また、A社は、請求期間における請求者の雇用形態は正社員、勤務時間はフルタイムであったと回答していること、及び請求期間における請求者の上司は、「会社の都合で請求者に退職日を1か月程延長してほしいと依頼したところ、請求者は了承し、請求期間も継続して従来と同様の業務に従事していた。」と陳述していることから、請求期間において、請求者の勤務形態及び業務内容は従前と変更はなく、同社に継続して勤務していたものと認められる。

さらに、A社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について賃金台帳等の資料を保管していないため不明である旨回答しているものの、請求期間における同社の給与計算及び社会保険事務担当者は、厚生年金保険料と雇用保険料を一緒に給与から控除していたので雇用保険料のみを控除することはなかったと陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和61年2月の厚生年金保険の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時の関連資料を保管していないため不明であるとしているものの、同社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が昭和61年3月21日となっていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600153 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600052 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 39 年 11 月 2 日から昭和 40 年 1 月 6 日に訂正し、昭和 39 年 11 月及び同年 12 月の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 39 年 11 月 2 日から昭和 40 年 1 月 6 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 39 年 11 月 2 日から昭和 40 年 1 月 6 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 39 年 11 月 2 日から昭和 40 年 9 月 1 日まで

私の A 社における厚生年金保険被保険者期間は、昭和 39 年 3 月から同年 11 月までの期間が記録されているが、記憶としては、もう少し長く勤務していた。

勤務していた証拠として、昭和 40 年の正月に撮影した A 社における集合写真や同年頃と同僚との海水浴の写真があるので、調査して年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者は、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる昭和 39 年 3 月 1 日から同年 11 月 2 日までの期間及び請求期間において、同社に現場作業員として継続して勤務し業務内容及び勤務形態が変更になることはなかった旨主張しているところ、①昭和 39 年 3 月から昭和 40 年 8 月までの期間に係る A 社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚（経理事務担当であったとする者を含む。）は、現場作業員の業務内容に変更はなく、勤務時間を短縮して勤務する者はいなかった旨陳述していること、②請求者が提出した集合写真と同一の写真を持し、当時、同社の経理事務担当であったとする者は、写真は昭和 40 年 1 月 5 日に A 社前で撮影されたもので写っている者は全て正社員でありこのほかに社員はおらず正社員は全て厚生年金保険の被保険者で厚生年金保険料を給与から控除しない事情があった者はいなかった旨陳述していること、③前述の写真に写っている 22 人は、請求者を除くと、昭和 40 年 1 月 5 日時点の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者数（21 人）と一致していること、④前述の経理事務担当であったとする者は、写真に写っている 22 人のうち請求者以外では 14 人を記憶しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該 14 人は、昭和 40 年 1 月 5 日時点において、厚生年金保険被保険者であったことが確認できることから判断すると、請求者は、昭和 39 年 3 月 1 日から昭和 40 年 1 月 6 日までの期間において、勤務形態及び業務内容に変更はなく、当該期間は同社に継続して

勤務していたことが認められ、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった特別な事情はうかがえない。

また、請求期間のうち、昭和 39 年 11 月及び同年 12 月の標準報酬月額については、昭和 39 年 10 月の厚生年金保険の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の昭和 39 年 11 月 2 日から昭和 40 年 1 月 6 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主は死亡している上、商業登記簿謄本で確認できる現在の事業主は、請求期間に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料納付について、不明としており、このほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が昭和 39 年 11 月 2 日から昭和 40 年 1 月 6 日までの期間の厚生年金保険被保険者資格に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間のうち、昭和 40 年 1 月 6 日から同年 9 月 1 日までの期間については、前述のとおり、請求期間当時の事業主は死亡している上、商業登記簿謄本で確認できる現在の事業主は、照会文書に対する回答において、請求者の勤務形態等について回答していない。

また、昭和 40 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に A 社において、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 6 人に照会したところ、3 人から回答を得ることができたが、いずれも請求者を知る者はおらず、請求者が提出した海水浴の写真についても、当該写真をもって、勤務実態等をうかがうことはできない。

このほか、請求者の昭和 40 年 1 月 6 日から同年 9 月 1 日までの期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が昭和 40 年 1 月 6 日から同年 9 月 1 日までの期間において厚生年金保険被保険者であると認めることはできない。